　社会福祉法施行細則をここに公布する。

　　平成２５年３月２７日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　西之表市長　　長野　力

西之表市規則第１１号

　　　社会福祉法施行細則

　（趣旨）

第１条　この規則は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）の施行に関し、社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号。以下「省令」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

　（様式）

第２条　次の表の左欄に掲げる根拠規定に基づく同表の中欄に掲げる書類の様式は、それぞれ同表の右欄に掲げるところによる。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 根拠規定 | 書類の種類 | 様式（別記） |
| 法第31条第１項 | 社会福祉法人設立認可申請書 | 第１号様式 |
| 法第43条第１項 | 社会福祉法人定款変更認可申請書 | 第２号様式 |
| 法第43条第３項 | 社会福祉法人定款変更届 | 第２号様式 |
| 法第46条第２項 | 解散／認可／認定／申請書 | 第４号様式 |
| 法第46条第３項 | 解散届 | 第５号様式 |
| 法第49条第２項 | 社会福祉法人合併認可申請書(吸収合併用) | 第６号様式 |
| 法第49条第２項 | 社会福祉法人合併認可申請書(新設合併用) | 第７号様式 |
| 法第59条第１項 | 社会福祉法人現況報告書 | 第８号様式 |
| 省令第２条第４項 | 社会福祉法人財産移転完了報告書 | 第９号様式 |

　　　附　則

　この規則は、平成25年４月１日から施行する。